第十四条第三項中「平成二十四年六月三十日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）」を「次の各号に掲げる自動車」に、「、第四項及び第五項」を「から第六項まで」に、「第百七十七条第三項及び第四項」を「第百七十七条第三項から第五項まで」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十四年六月三十日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）

二　平成二十四年六月三十日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為（以下この条において「改造等」という。）により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成二十四年六月三十日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

第十四条第四項中「平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに燃料電池自動車以外の自動車に限る。）を除く。）」を「次の各号に掲げる自動車」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

二　平成二十六年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成二十四年七月一日から平成二十六年六月二十二日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

第十四条第五項中「平成二十八年六月二十二日以前に製作された燃料電池自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に限る。）を除く。）」を「次の各号に掲げる自動車」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十八年六月二十二日以前に製作された燃料電池自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に限る。）を除く。）

二　平成二十六年六月二十二日以前に製作された燃料電池自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

第十四条第六項中「平成二十八年六月二十二日以前に製作された燃料電池自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に限る。）を除く。）」を「次の各号に掲げる自動車」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十八年六月二十二日以前に製作された燃料電池自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

二　平成二十六年六月二十二日以前に製作された燃料電池自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

第十四条第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第十五条第十一項中「協定規則第九十四号第二改訂版」を「協定規則第九十四号第二改訂版補足改訂版」に改め、「以下」の下に「この条及び第百条において」を加える。

第十五条第十三項中「受けた自動車」を「受けた型式指定自動車」に改める。

第十五条第十四項第一号から第三号までの規定中「受けた自動車」を「受けた型式指定自動車」に改め、「動力用電源装置の種類」の下に「（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）」を加える。

第十五条第十六項中「製作された」の下に「電力により作動する原動機を有する」を、「型式指定自動車」の下に「及び国土交通大臣が定める自動車」を加え、同項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

17　電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第二十二条第十項及び第百条第十二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十二条第十項及び第百条第十二項の規定に適合するものであればよい。

第十五条第十五項中「製作された」の下に「電力により作動する原動機を有する」を、「型式指定自動車」の下に「及び国土交通大臣が定める自動車」を、「第二十二条第九項」の下に「及び第百条第十項」を加え、同項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15　電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

第二十条第十二項中「同規則第七改訂版補足改訂版」を「同規則第七改訂版補足第二改訂版」に改める。

第二十二条に次の四項を加える。

4　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十二条第一項本文及び第百十条第一項本文中「協定規則第十四号の技術的な要件」とあるのは、「協定規則第十四号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足第二改訂版の規則五・二・四・五・を除き、同規則第七改訂版補足改訂版の規則五・二・四・五・を含む。）」と読み替えることができる。

一　平成二十五年四月十二日以前に製作された自動車

二　平成二十五年四月十三日以降に製作された自動車のうち、次のいずれかに該当するもの

イ　平成二十五年四月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車（当該型式指定自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。）

ロ　平成二十五年四月十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十五年四月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。）

ハ　国土交通大臣が定める自動車